

## 育児休業についての行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年12月1日～令和12年11月30日までの5年間

## 2. 内容

#### 目標1：育児休業の取得促進。

＜対策＞

- 計画期間中の男性の育児休業取得率を50%以上とする。
  - 育児休業を希望する従業員が100%取得できる職場環境を整備する

## 目標2：制度の周知と利用しやすさの向上。

### ＜対策＞

- 年1回、全従業員に育児休業制度の内容を説明する機会を設ける
  - 育児休業取得希望者向けの「個別相談窓口」を設置

### 目標3：復職支援の充実。

＜対策＞



#### 目標4：柔軟な働き方の推進。

＜対策＞

- 育児中の従業員に対し、時短勤務の利用率を30%以上にする
  - 育児と仕事の両立支援制度の利用者数を前年比30%増加させる